

第5部 大量破壊兵器等の不拡散のための取り組み

第1章 総論

核兵器及び生物・化学兵器といった大量破壊兵器については、その開発・保有・移転を禁止・制限する国際約束が存在しており、世界の相当数の国がこれに加入している。しかし、例えば核兵器について見ても、インド、パキスタン、イスラエルのような核兵器不拡散条約（NPT）に加入せず核兵器を保有している、或いは保有していると見られる国が存在しており、またNPTに入っていないながら秘密裏に核兵器開発を行っている疑いのある国も存在する。

このように、多国間の国際約束が必ずしも完全ではなく、或いはこれに従わない国が大量破壊兵器やその運搬手段となるミサイル関連の物資・技術の獲得を試みているとの現実がある。そうした中で、自国の安全保障、そして国際の平和と安全を確保するための取り組みが不拡散のための取り組みである。さらに、2001年9月の米国での同時多発テロ以降、国家を対象とした従来の取り組みに加え、テロ組織などの非国家主体に対する不拡散体制の強化も必要となってきた。

不拡散のための具体的手段として、まず核兵器不拡散条約（NPT）や生物兵器禁止条約（BWC）、化学兵器禁止条約（CWC）といった大量破壊兵器関連条約そのものを強化することがある。さらには、例えば国内における厳格な輸出管理の実施や核施設の防護等、外交面では、例えば大量破壊兵器開発疑惑のある国への働きかけ、地域における拡散防止体制強化のための協力、懸念国への頭脳流出をくい止めるための協力、輸出管理についての協調、新たな普遍的規範の導入等々、既に本書内で述べたものも含めて多岐にわたる。その中でも、ここでは、欧米諸国及び日韓などの不拡散に同意する国々が組織する。大量破壊兵器関連物資・技術の輸出管理について協調を行う枠組みであり、不拡散の取り組みとして重要な役割を果たしている国際的輸出管理レジームについて取り上

げたい。

国際的輸出管理レジームとは、不拡散に同意する国々が集まり組織する、輸出管理についての協調のための、国際条約に依らない枠組みである。現在、その対象とする兵器の性質に応じて、以下の4つの輸出管理レジームが存在する。

原子力供給国グループ (Nuclear Suppliers Group (NSG) : 核兵器)

オーストラリア・グループ (Australia Group (AG) : 生物化学兵器)

ミサイル技術管理レジーム (Missile Technology Control Regime (MTCR) : ミサイル)

ワッセナー・アレンジメント (Wassenaar Arrangement (WA) : 通常兵器)

これらの輸出管理レジームにおいては、それぞれが対象とする兵器の開発に資するような汎用品・技術 (例えばロケット・システムそのものといったものから、高性能コンピューター、工作機械、先端材料、ソフトウェア等々) はどのようなものかにつき共通の理解をもち、それを詳細にリスト化している。参加各国はこのリストを国内法化し、厳格な輸出管理を行っている。またこれら輸出管理レジームでは、懸念国等の動向に関する情報交換や、非参加国に対する輸出管理強化の働きかけなども行われている。

以下、それぞれについて説明していく。なお、上記のワッセナー・アレンジメントは、大量破壊兵器ではなく通常兵器及び汎用品・技術を扱う輸出管理レジームであるが、枠組みの性質上、この部で説明することとする。